

児童虐待防止対策の機能強化を求める意見書

本年1月の埼玉県狭山市における3歳女児の死亡事件や、東京都大田区での3歳男児の死亡事件など、児童虐待により幼い命が奪われる深刻な事態が続いている。

家庭や地域における養育力の低下、子育ての孤立化や不安・負担感の増大等により、児童虐待の相談対応件数は増加の一途を辿り、複雑・困難なケースも増加している。こうした現状に鑑み、政府は昨年12月、すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトにおいて「児童虐待防止対策強化プロジェクト」を策定した。

政府においては、同プロジェクトで策定された施策の方向性を踏まえ、児童虐待発生予防から発生時の迅速かつ的確な対応、自立支援に至るまでの一連の対策強化のため、早期に児童福祉法等改正案を国会に提出するとともに、下記の事項について速やかに実施するよう強く要請する。

記

- 1 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実施するため、「子育て世代包括支援センター」を法定化し、全国展開を着実に進めること。また、子育て家庭へのアウトリーチ型支援を強化するため、養育支援訪問事業や、ホームスタート（家庭訪問型子育て支援）事業等を全ての自治体で実施できるよう財政措置を行うこと
 - 2 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の更なる周知を図るとともに、児童相談所につながるシステムの強化を図ること
 - 3 相談・通報及び虐待発生時において、迅速かつ的確な初期対応が行われるよう、児童相談所における児童福祉司、児童心理司、保健師等の専門職員の配置に対する財政措置を行うこと。また、子どもの権利を擁護する観点等から弁護士の活用方策等を積極的に検討すること
 - 4 地方公共団体は、要保護児童の早期発見と適切な支援を行うため、学校、警察、医療機関等の関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」を置くように努めるものとされている。この協議会の設置を義務付けるとともに、緊密な連携体制、情報共有の強化を促進すること
- 以上、地方自治法第99条の規定にもとづき意見書を提出する。

平成28年3月24日

川口市議会 議長

稲川和成

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
国家公安委員会委員長
様